

## Global Tax Update

### 英国

デロイトトーマツ税理士法人

2016年11月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 1. FRS 101 および FRS 102 の税務上の影響: HMRC が関連文書を改訂

英国歳入税関庁(HM Revenue & Customs: 以下「HMRC」)は、英国 GAAP から FRS101 または FRS102 に移行する企業にとっての主要な会計上の変更点および税務上の影響をまとめた2つの文書を公表していたが、今般、当該文書を改訂した。前回の改訂は2016年8月に行われている。ただし、今回改訂された文書では2015年財政法(No.2)(Finance(No.2) Act 2015)または2016年財政法(Finance Act 2016)に含まれた変更点に対応する改訂は行われていない。

詳細については下記を参照のこと。

>> [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

#### 2. クリエイティブ産業に関する優遇税制: ガイダンスの改訂

HMRC はクリエイティブ産業の法人税優遇措置の適用要件および申請方法に関するガイダンスを改訂した。対象となるのは、映画、アニメ番組、高品質なテレビ番組、子供向けテレビ番組、ビデオゲーム、舞台およびオーケストラコンサートの制作企画である。

本改訂において、オーケストラに関する優遇措置の情報が追加され、また、政府から年間50万ユーロを超える補助金を受領している企業については、欧州委員会(European Commission)のウェブサイトに特定の詳細情報が掲載されることになる点について注記されている。

詳細については下記を参照のこと。

>> [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

#### 3. 企業開示: 2015/2016 年度の FRC 年次レビュー報告書

英国財務報告評議会(Financial Reporting Council: 以下「FRC」)は、企業の開示に関する2015/2016年度年次レビュー報告書(Annual Review of Corporate Reporting for 2015/16)を発表した。過年度に識別された懸念事項に基づき、評議会は事前に通知していた33社について、次期開示についてもレビューの対象とする

ことを目的として、今期の税金関連開示のレビューを行った。実効税率との差異調整の開示の質が改善した結果、税金費用に影響する要因の可視性および開示の持続性が向上していることが確認された。FRC は FTSE 350 の企業のうちの33社に対し、2016/2017年度の年次報告書および財務諸表上における税金関連開示についてレビューの対象とする旨を事前に通知した。多くの企業において開示面での改善が見られ、今回 FRC のレビュー対象外となっていた企業においても同様の税務報告の質の改善が確認されている。一方で、FRC はレビューの対象となった FTSE 100 の企業の中に、税務報告に関して模範となるような企業がなかったことについては残念であるとコメントしている。

詳細については下記を参照のこと。

>> [Financial Reporting Council](#) (英国税務報告評議会ウェブサイト(英語))

#### 4. VAT: 代理人取引に係る簡易裁判所判決

簡易裁判所は、Hotels4U.com Limited(以下「H4U」)訴訟においての判決を下した。本件は、H4U が、旅行者への旅行関連の業務提供を、「代理人が本人の名において行う代理行為(disclosed principal)」として行ったのか、それとも「本人」として行ったのかに関する訴訟である。前者の場合(代理行為)、英国における付加価値税(Value Added Tax: 以下「VAT」)の納税義務はないが、後者の場合(本人)、H4U は催行業者マージンスキーム(Tour Operators' Margin Scheme)に基づき、VATを計上しなくてはならない。当該争点については Secret Hotels2 Ltd. 訴訟で既に、最高裁判所が Secret Hotels2 は「代理人」として業務提供を行ったという判断を下している。H4U は、本訴訟は Secret Hotels2 訴訟と何ら変わらないとして主張しており、裁判所(Tribunal)でも同様の訴訟が数多く争われている。HMRC は、EU VAT 指令(EU Principal VAT Directive)の Article 306 における「専ら仲介人としての行為(acting solely as an intermediary)」の定義および当該行為が英国国内法における「代理人(agent)」とは異なるのか否かについて、これらすべての訴訟を、EU 欧州司法裁判所(Court of Justice of the European Union: 以下「CJEU」)に付託

する事を要求している。控訴人は、この付託要求は判決が既に下された問題を CJEU で再度審議するものとして、強硬に反対している。ちなみに簡易裁判所は、H4U の税務ポジションを EU 法に基づく解釈ではなく英国国内法に基づいてのみ検討し、H4U の契約の大多数において H4U は代理人であるとの判断を示した。一部、少数の契約(その多くが外国法に基づいたもの)については、簡易裁判所は、手元にある証拠書類だけでは判断を下せないとしている。

## 5. 手続上の不備は物品移動に係る VAT 免除を否認しない: CJEU 判決

CJEU は Josef Plöckl 訴訟(ドイツ)について判決を下した。本件は、EU 域内における Plöckl 氏の物品(車)の移動について、域内移動証明手続が遵守されていなかったことに関連する訴訟であり、当該違反がドイツでの VAT 免除を否認する根拠となるか否かが争われていた。Plöckl 氏は、自己保有物(車)のスペインへの EU 域内移動取引をスペイン企業への「EU 域内販売」として処理していた(スペインの顧客の VAT 登録番号は販売インボイスに記載されていた)。本来であれば「自己保有物の EU 域内移動」には、スペインでの VAT 登録および仕入 VAT 計上が必要となり、さらに、その後のスペインでの車の国内販売については、スペインの売上 VAT を計上しなければならない。CJEU は、法務官の意見に従い、この手続上の不備がドイツ国外への物品移動に係る VAT 免除を否認することにはならないという結論を下した。

詳細については下記を参照のこと。

>> [BAILII.org](http://BAILII.org) (英国およびアイルランド法律情報協会ウェブサイト(英語))

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 [ykonii@deloitte.co.uk](mailto:ykonii@deloitte.co.uk)

ディレクター 日高 大雅 [hhidaka@deloitte.co.uk](mailto:hhidaka@deloitte.co.uk)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号  
新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-service](http://www.deloitte.com/jp/tax-service)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.